

農業経営基盤の強化の促進に関する 基本的な構想

令和4年3月
(令和5年8月 一部改正)

十和田市

目 次

はじめに

- ① 基本構想の意義
- ② 基本構想の構成
- ③ 基本構想の期間

農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する
営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第2の2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する
営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農
業経営の指標

第3 第2及び第2の2に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する
事項

第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する
目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

第6 その他

はじめに

① 基本構想の意義

WTO農業交渉での農産物の輸入拡大への不安、低迷を続ける米価や産地間の競争の激化に加え消費者からは安全・安心で低価格な農産物の供給を要求されるほか、環太平洋戦略的経済連携協定（TPP）への参加など、国内外の農業を取り巻く情勢はますます厳しさを増しています。このような中、食料自給率の向上と消費者の要求に応えられる食料供給力の強化が重要な課題となっています。そのため、消費者の要求に応えられる効率的かつ安定した農業経営の確立が必要となっています。市場や他産地の動向などを的確にとらえ、経営規模の拡大や新たな部門への取組み等自らの創意工夫により農業経営の改善を進めることができた農業者だけが生き残っていくのではないかと考えます。

このため、農業者一人一人が自らの経営をもう一度見直し、将来に向けた営農設計を立てて、その達成に向けた具体的な行動を起こしていくことが求められています。

このような経営改善を円滑に進めていくためには、個人の努力の他、集落などを一つの単位とした徹底した話し合いによる将来の地域農業に関するビジョンを作成し、集落の合意形成の下に個人や組織が協力して、その実現を図っていくことが効果的であると考えます。そのために国・県等関係機関の指導を受けながら、市、農業委員会、農業協同組合、土地改良区並びに地域リーダーの方々が積極的な役割を果たすことが期待されております。

この基本構想は、農業経営基盤強化促進法（以下「法」という。）に基づき、経営感覚に優れた効率的・安定的な経営体の育成と担い手への農地の流動化の促進などに関する基本的な考え方と指標を提示し、地域の経営改善に関する取組みを助長するとともに、あわせて将来の十和田市農業の経営基盤の強化を促進するものです。

② 基本構想の構成

この基本構想は、第1から第6により構成されています。

第1の「農業経営基盤強化の促進に関する目標」では、本市における農業生産、農業構造の基本的な方向を記述し、育成する効率的・安定的な経営体の目標とする所得水準、労働時間などを示しています。

第2の「農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標」及び第2の2の「農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標」では、目標を実現するための具体的な指標として、地域の代表的な営農の類型について示しています。

第3の「第2及び第2の2に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項」では、農業を担う者の確保及び育成の考え方、市町村が主体的に行う就農等促進のための取組、就農等希望者の受入から定着に向けたサポートの考え方・取組などを示しています。

第4の「効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項」では、育成する経営体が地域の農用地の利用に占める面積のシェア及び面的集積の目標を示しています。

第5の「農業経営基盤強化促進事業に関する事項」では、農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項や、その推進体制等について示しています。

第6の「その他」では、上記以外の事項について別に定めることを示しています。

③ 基本構想の期間

この基本構想の期間は、令和4年度から令和13年度までの10年間としています。

農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1 農業の現状及び基本方向

十和田市は、青森県南東部中央に位置し、八甲田山系や十和田湖などの自然豊かな環境を有する地域と、奥入瀬川をはじめとする多くの河川や奥入瀬川から取水した人工河川「稲生川」がうるおす田園と都市機能を有する地域から形成されている。

気候は基本的に太平洋型気候に属し、平地での年平均気温は11～12℃、年間降水量は1,000mm前後だが、東西に広がっているため降水量、特に積雪量には地域差がある。6月から7月にかけて吹き込む偏東風（ヤマセと呼ばれる冷風）の影響を受け、低温と日照不足により農作物が被害を受けることがある。

十和田市の農業は、三本木原開拓以来、米を基幹として順調に進展し、恵まれた草資源のもと畜産を組み合わせた複合型経営として発展してきたが、米の生産調整を機に作物の選定や栽培技術の確立などにより野菜振興が図られ、にんにく、ながいも、ねぎ及びごぼう等が主要作目として定着している。

今後も、このような米、野菜、畜産などを組み合わせた土地利用型の複合経営を推進する他、消費市場の要求に対応した作目や技術の導入など地域の特性を生かした生産性の高い施設型農業も併せて推進する。また、農産物加工の振興や流通はもちろん商工及び観光部門との連携強化による6次産業化を進めるなど、地域に根ざした農業の振興を目指すこととする。

また、このような農業生産展開の基礎となる優良農地の確保を図ることを基本として、農業振興地域整備計画に即し、引き続き、農村地域の秩序ある土地利用の確保に努めるものとする。

十和田市の農業構造については、農業者人口が減少し、65歳以上の農業従事者の占める割合は6割を超えており、今後も進行することが予想される。

高齢化が進み、農業の担い手不足により地域農業が成り立たなくなる事態を避け、農家の所得向上と農業環境の改善などの地域農業の振興を図るため、地域自らが将来のあるべき姿を話し合い、持続可能な農山漁村を目指す「地域経営」の考え方を取り入れながら、集落や農家個々の特性や立地条件を生かし、高齢者の活用や若い担い手の確保・育成と併せた集落の合意形成による生産組織や営農組合の育成を重点的に行うことが重要となっている。そしてその促進を図るための自主的かつ創造的な活動を促すための農業経営の方向性を示していくものとする。

また、蓄積された農業技術や農地等の生産基盤を次世代の担い手に継承していくため、新たな担い手の確保・育成と円滑な経営継承を進めるとともに、スマート農業技術の導入や生産基盤の整備、担い手への農地集積・集約化を進め、農業生産基盤の強化を図るものとする。

2 農業経営体の経営目標

十和田市は、このような農業構造の現状及びその見通しの下に、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来（概ね10年後）の農業経営

の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を育成することとする。

具体的な経営の指標は、十和田市における優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営の発展を目指し農業を主業とする農業者が、地域における他産業従事者並の生涯所得に相当する年間農業所得530～630万円程度（主たる農業従事者1人当たり400～500万円程度）、年間労働時間（主たる農業従事者1人当たり2,000時間程度）の水準を実現できるものとし、また、これらの経営が本市農業生産の相当部分を担う農業構造を実現していくことを目指す。

3 基本的施策

十和田市は、将来の十和田市農業を担う若い農業経営者の意向その他の農業経営に関する基本的条件を考慮して、農業者又は農業に関係する団体が地域の農業の振興を図るために行う自主的な努力を助長することを旨として、意欲と能力のある者が農業経営の発展を目指すに当たってこれを支援する農業経営基盤強化促進事業その他の措置を総合的に実施する。

最初に、十和田市と農業協同組合、農業委員会、上北地域県民局地域農林水産部等関係機関が十分なる相互の連携の下で濃密な指導を行うため、十和田市地域農業再生協議会を設置し、本市の農業を担う効率的・安定的な農業経営を目指す農業者と組織の育成と確保を目指す。

そのために集落段階における農業の将来展望と、それを担う経営体を明確にするため徹底した話し合いを行い、場合によっては組織経営体へと誘導していく事と共に、更に望ましい経営を目指す農業者や、その集団及び周辺農家に対して十和田市地域農業再生協議会が主体となって営農診断、営農改善方策の提示、最新の技術や地域活動の情報提供等を行い、地域の農業者が主体性を持って自ら地域農業の将来方向について選択判断できるよう誘導することで、各々が自主的に農業経営改善計画の作成や相互の連携を図るようにする。

次に農業経営の改善による望ましい経営体の育成を図るため、土地利用型農業による発展を図ろうとする意欲的な農業者に対しては、農業委員などによる掘り起こし活動や農地中間管理事業等の活用により、農地の出し手と受け手に係る情報の一元的把握の下に両者を適切に結びつけて利用権設定等を進める。

また、地域の話し合いにより策定され、実質化した「人・農地プラン」及び「地域農業経営基盤強化促進計画(以下「地域計画」という。)」により、担い手の確保と農地の利用集積を計画的に進める。

特に、近年増加傾向にある遊休農地については、農業上の利用を図る農地とそれ以外の農地とに区分し、農業上の利用の増進を図る農地については、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第12条第1項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた農業者又は組織経営体（以下「認定農業者」という。）等への利用集積を図るなど、積極的に遊休農地の発生防止及び解消に努める。

水田農業等土地利用型農業が主である集落では、効率的かつ安定的な農業経営の育成及びこれらの経営への農用地の利用集積を推進するため、農用地利用改善団体や営農組合等の集落営農組織の設立を目指し、地域での話し合いと合意形成を促進する。また、地域での話し合いを進めるに当たっては、団体の構成員間の役割分担を明確化しつつ、地域の実情に即した経営体の育成及び農用地の利用集積の方向性を具体的に

明らかにするよう指導を行う。特に、認定農業者等担い手の不足が見込まれる地域においては、集落を単位とし、認定農業者の育成・確保とともに営農組合等の組織化を促進するための指導、助言を行う。

更に、農地貸借による経営規模拡大と併せて、農作業受託による実質的な作業単位の拡大を促進することとし、農地貸借の促進と農作業受委託の促進が図られ、意欲的な農業経営の規模拡大に資するよう努める。また併せて集約的な経営展開を助長するため、農業協同組合、上北地域県民局地域農林水産部等の指導のもとに、既存施設園芸の作型、品種の改善による高収益化や新規作目の導入を推進する。

また、生産組織は、効率的な生産単位を形成する上で重要な位置づけを占めるものであると同時に、農地所有適格法人等の組織経営体への経営発展母体として重要な位置づけを持っており、オペレーターの育成、受委託の促進等を図ることにより地域及び営農の実態に応じた生産組織を育成するとともに、その経営の効率化を図り、体制が整ったものについては法人形態への誘導を図る。

特に中山間地域や生産条件のきびしい地域では、農地の一体管理を行う主体として当面集落を単位とした生産組織の育成を図り、当該組織の協業化・法人化を進める。

さらに、農業生産の重要な担い手である女性農業者については、家族経営協定の締結による農業経営改善計画の共同申請の推進や集落営農の組織化・法人化に当たっても参加を呼びかける等、積極的な地域農業への参加・協力を推進する。

なお、効率的かつ安定的な農業経営と小規模な兼業農家、生きがい農業を行う高齢農家、土地持ち非農家等との間で補助労働力の提供等による役割分担を明確化しつつ、地域資源の維持管理、農村コミュニティの維持が図られ、地域全体としての発展に結びつくよう、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者のみならず、その他サラリーマン農家等にも本法その他の諸施策に基づく農業経営基盤の強化及び農業構造の再編の意義について、理解と協力を求めていくこととする。

特に法第12条の農業経営改善計画の認定制度については、本制度を望ましい経営の育成施策の中心に位置づけ、農業委員会の支援による農用地利用のこれら認定農業者への集積はもちろんのこと、その他の支援措置についても認定農業者に集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとし、十和田市が主体となって、関係機関、関係団体にも協力を求めつつ制度の積極的活用を図るものとする。

更に、各種事業の実施に当たっては、当該実施地域において経営を展開している認定農業者にも十分配慮し、事業の実施がこのような農業者の経営発展に資するよう、事業計画の策定等において経営体育成の観点から十分な検討を行う。

十和田市は十和田市地域農業再生協議会において、認定農業者又は今後認定を受けようとする農業者、生産組織等を対象に、経営診断の実施、スマート農業等の先進的技術の導入等を含む生産方式や経営管理の合理化等の経営改善方策の提示等の重点的指導及び農協支店単位の研修会の開催等を上北地域県民局地域農林水産部の協力を受けつつ行う。

特に畜産等の大規模経営においては、適切な資金計画の下に施設等への投資が行われるよう金融機関や上北地域県民局地域農林水産部等と連携を取りながら農業経営改善計画の作成指導を行う。

また、水稻への依存体質からの脱却を図るため産地化をねらいとして販売・加工の面からも検討を行った集約的振興作目に対し、水稻や他作目との組合せによる複合経営の発展に結びつくよう努める。

なお、農業経営改善計画の期間を満了する認定農業者に対しては、その経営の更なる向上に資するため、当該計画の実践結果の点検と新たな計画の作成の指導等を重点的に行う。

4 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成に関する目標

(1) 新規就農の現状

十和田市の平成28年度から令和2年度までの5年間の新規就農者は16人であり、ほぼ横ばいの状況となっているが、従来からの基幹作物である水稻・にんにく・ごぼう・ねぎ及びながいも等の産地としての生産量の維持・拡大を図っていくため、将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要がある。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標

(1)に掲げる状況を踏まえ、十和田市は青年層に農業を職業として選択してもらえるよう、将来（農業経営開始から5年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成を図っていくものとする。

ア 確保・育成すべき人数の目標

新規就農者数は、年間3人を目標とする。

イ 新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値目標

十和田市及びその周辺市町村の他産業従事者や優良な農業経営の事例と均衡する年間総労働時間（主たる従事者1人あたり2,000時間程度）の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得270～320万円程度（2農業経営体の経営目標に示す効率的かつ安定的な農業経営の目標の5割程度、主たる従事者1人あたりの年間農業所得200～250万円程度）を目標とする。

(3) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた十和田市の取組

上記に掲げるような新たに農業経営を営もうとする青年等を確保・育成していくためには就農相談から就農、経営定着の段階まできめ細やかに支援していくことが重要である。そのため、就農希望者に対して、農地については農業委員会や農地中間管理機構による紹介、技術・経営面については青森県農業経営・就農サポートセンター（法第11条の11に基づく。以下「サポートセンター」という。）、上北地域県民局地域農林水産部や農業協同組合等が重点的な指導を行うなど、地域の総力をあげて「人・農地プラン」や「地域計画」に位置付けられる地域の中心的な経営体へと育成し、将来的には認定農業者へと誘導していく。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に十和田市で展開している優良事例を踏まえつつ、十和田市における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

ここに示した指標は、最新の技術をもとに組み立てられているが、今後、水稻や野菜・果樹・畜産で開発中の先端的な技術についても、普及動向を見極めながら積極的な導入を図り、生産性の向上と経営の効率化に努めるものとする。

また、指標に示している主要資本装備のうち、個々の経営体の利用では償却コストが過大となる機械施設については、極力共同での利用に努めるものとする。

なお、ここに示した指標は、あくまでも基本的なものであり、農業協同組合等の指導機関は、農業者の営農志向などの把握に努めながら、個々の農業者の経営実態や新たに導入を希望する品目の組合せなどに応じた具体的な経営改善モデルを作成し、営農相談に当たるものとする。

【個別経営体の指標】

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
野菜 + 水稻	〈作付面積等〉 ながいも＝0.45ha ながいも（種子） ＝0.15ha ごぼう＝0.3ha にんにく＝0.4ha にんにく（種子） ＝0.2ha ねぎ＝0.3ha 主食用米＝2.0ha 〈経営面積〉3.8ha	〈主要資本装備〉 ・トラクター （40ps、70ps 各1台） ・ながいも収穫機 ・ごぼう収穫機 ・にんにく収穫機、 植付機、乾燥機 ・ねぎ収穫機 ・田植機（6条） ・コンバイン（4条）	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用従事者の確保
野菜 + 水稻 + 畑作	〈作付面積等〉 ながいも＝0.6ha ながいも（種子） ＝0.2ha にんにく＝0.3ha にんにく（種子） ＝0.1ha 主食用米＝3.0ha そば＝1.0ha 大豆＝1.0ha 〈経営面積〉6.2ha	〈主要資本装備〉 ・トラクター （40ps、70ps 各1台） ・ながいも収穫機 ・にんにく収穫機、 植付機、乾燥機 ・田植機（6条） ・コンバイン（4条）	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施	・家族経営協定の締結に基づく給料制休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用従事者の確保

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
水稲 + 畑作	〈作付面積等〉 主食用米＝5.0ha 飼料用米＝5.0ha そば＝2.0ha 大豆＝2.0ha 小麦＝2.0ha 〈経営面積〉16.0ha	〈主要資本装備〉 ・トラクター(50ps) ・田植機(6条) ・コンバイン(4条)	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施	・家族経営協定の締結に基づく給料制休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用従事者の確保
水稲 + 肉用牛	〈作付面積等〉 主食用米＝2.0ha 飼料用米＝5.0ha WCS＝5.0ha 肉用牛(繁殖10頭) 〈経営面積〉12.0ha	〈主要資本装備〉 ・トラクター(30ps、50ps各1台) ・田植機(6条) ・コンバイン(4条) ・牛舎 ・堆肥舎	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施	・家族経営協定の締結に基づく給料制休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用従事者の確保

- (注) 1 個別経営体に係る営農類型ごとの農業経営の指標において、その前提となる労働力構成については、ここでは、標準的な家族農業経営を想定して、主たる従事者1人、補助従事者1～2人として示している。
- 2 農業経営の指標として示す営農類型は、類似のものへの適用を前提とする。
- 3 ここに掲げられていない営農類型は、関係機関の指示のもとに農業者の営農志向を踏まえつつ作成する。(組織経営体についても同様)

【組織経営体】

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
水稲 + 畑作 (主たる従事者2～3人で構成する組織)	〈作付面積等〉 主食用米＝10.0ha 飼料用米＝10.0ha そば＝4.0ha 大豆＝4.0ha 〈経営面積〉28.0ha	〈主要資本装備〉 ・トラクター(30ps、50ps各2台) ・田植機(8条) ・コンバイン(4条)	・生産・販売に関する経理の一元化と青色申告の実施	・機械の共同利用と作業の協業化

- (注) 1 組織経営体とは、複数の個人又は世帯が、共同で農業を営むか、又はこれと併せて農作業を行う経営体であって、その主たる従事者が他産業並の労働時間で地域の他産業従事者と遜色ない水準の生涯所得を確保できる経営を行い得るもの(例えば、農事組合法人、株式会社の他農業生産組織のうち経営の一体性及び独立性を有するもの。)
- 2 組織経営体においては、その前提となる労働力構成を主たる従事者の人数として記入。この場合、上記の経営指標で示される農業経営の所得目標は、主たる従事者が目標とする所得の額が第1に掲げた目標に到達することを基本とする。

第2の2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする農業経営の指標として、現に十和田市及び周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、十和田市における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

【新規就農者の指標】

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
野菜 ＋ 水稲	〈作付面積等〉 ながいも＝0.3ha ながいも（種子） ＝0.1ha ごぼう＝0.3ha ねぎ＝0.2ha 主食用米＝2.0ha 〈経営面積〉2.9ha	〈主要資本装備〉 ・トラクター （40ps、70ps各1台） ・ながいも収穫機 ・ごぼう収穫機 ・ねぎ収穫機 ・田植機（6条） ・コンバイン（4条）	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施	・家族経営協定の締結に基づく給料制休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用従事者の確保
野菜	〈作付面積等〉 ながいも＝0.3ha ながいも（種子） ＝0.1ha にんにく＝0.45ha にんにく（種子） ＝0.15ha 〈経営面積〉1.0ha	〈主要資本装備〉 ・トラクター （40ps、70ps各1台） ・ながいも収穫機 ・にんにく収穫機、 植付機、乾燥機	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施	・家族経営協定の締結に基づく給料制休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用従事者の確保
水稲 ＋ 肉用牛	〈作付面積等〉 WCS＝3.2ha 肉用牛（繁殖牛5頭） 〈経営面積〉3.2ha	〈主要資本装備〉 ・トラクター（30ps） ・トレーラー ・牛舎 ・堆肥舎 ・田植機（6条）	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施	・家族経営協定の締結に基づく給料制休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用従事者の確保

(注) 1 個別経営体に係る営農類型ごとの農業経営の指標について、その前提となる労働力構成については、ここでは、標準的な家族農業経営を想定して、主たる従事者1人、補助従事者1～2人として示している。

2 農業経営の指標として示す営農類型は、類似のものへの適用を前提とする。

第3 第2及び第2の2に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項

1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

十和田市の特産品であるにんにく、ながいも、ねぎ及びごぼう等の農畜産物を安定的に生産し、本市農業の維持・発展に必要となる効率的かつ安定的な経営を育成するため、生産方式の高度化や経営管理の合理化に対応した高い技術を有した人材の確保・育成に取り組む。このため、認定農業者制度、認定新規就農者制度及びそれらの認定を受けた者に対する各種支援制度を活用するとともに、サポートセンター、上北地域県民局地域農林水産部、農業協同組合等と連携して研修・指導や相談対応等に取り組む。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等の就農を促進するため、これらの青年等に対する就農情報の提供、農地・農業用機械の取得や生活支援などの受入体制の整備、先進的な法人経営等での実践的研修の実施、青年等就農計画の認定・フォローアップ、認定新規就農者向けの支援策の積極的な活用の推進、認定農業者への移行に向けた経営発展のための支援等を行う。

更に、農業従事者の安定確保を図るため、農業従事の態様等の改善、家族経営協定締結による就業制、休日制、ヘルパー制度の導入、高齢者及び非農家等の労働力や繁閑期の異なる産地間の労働力の活用等に取り組む。

加えて、本市農業の将来を担う幅広い人材の確保に向け、職業としての農業の魅力等を発信するとともに、雇用されて農業に従事する者、定年退職後に農業に従事する者、他の仕事とともに農業に従事する者など農業生産に関わる多様な人材に対して、地域に定着し活躍できるよう必要な情報の提供、受入体制の整備、研修の実施、交流会の実施等の支援を行う。

2 市が主体的に行う取組

当市は、新たに農業経営を営もうとする青年等や農業を担う多様な人材の確保に向けて、サポートセンター、上北地域県民局地域農林水産部や農業協同組合など関係機関と連携して、就農希望者に対する情報提供、住宅の紹介や移住相談対応等の支援、農業技術・農業経営に要する知識習得に向けた研修の実施や研修農場の整備、必要となる農用地等や農業用機械等のあっせん・確保、資金調達のサポートを行う。

また、就農後の定着に向けて、販路開拓や営農面から生活面までの様々な相談に対応する、他の農家等との交流の場を設けるなど、必要となるサポートを就農準備から定着まで一貫して行う。

これらのサポートを一元的に行える就農相談員を設置するとともに、本市が主体となって、サポートセンター、上北地域県民局地域農林水産部、農業委員会、農業協同組合、農業教育機関等の関係団体が連携して、農業を担う者の受入から定着まで必要となるサポートを一元的に実施できる体制を構築する。

さらに、新規就農者等が地域内で孤立することがないように就農相談員は必要な配慮を行うとともに、地域農業を担う者として当該者を育成するときは、必要に応じて、協議の場への参加や地域計画の修正等の措置を講じる。

本市は、新たに農業経営を始めようとする青年等が、本構想に基づく青年等就農計画を作成し、青年等就農資金、国や県による新規就農関連の支援策を効果的に活用し

ながら、確実な定着、経営発展できるよう必要となるフォローアップを行うとともに、青年等就農計画の達成が見込まれる者に対しては、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

3 関係機関との連携・役割分担の考え方

本市は、サポートセンター、上北地域県民局地域農林水産部、農業委員会、農業協同組合、農業教育機関等の関係機関と連携しつつ、市が全体的な管理・推進を行いながら、就農等希望者への情報提供や相談対応、研修の実施、農用地や農業用機械等のあっせん・確保、就農後の定着に向けたサポート等を以下の役割分担により実施する。

- ① 一般社団法人青森県農業会議、農地中間管理機構、農業委員会は、新たに農業経営を開始しようとする者に対して、農地等に関する相談対応、農地等に関する情報の提供、農地等の紹介・あっせん等を行う。
- ② 個々の集落（地域計画の作成区域）では、農業を担う者を受け入れるための地域の雰囲気づくり、コミュニティづくりを行う。

4 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

本市は、農業協同組合等と連携して、区域内における作付け品目毎の就農受入体制、研修内容、就農後の農業経営・収入・生活のイメージ等、就農等希望者が必要とする情報を収集・整理し、サポートセンター及び上北地域県民局地域農林水産部へ情報提供する。

農業を担う者の確保のため、農業協同組合等の関係機関と連携して、経営の移譲を希望する農業者の情報を積極的に把握するよう努め、本市の区域内において後継者がいない場合は、サポートセンター及び上北地域県民局地域農林水産部等の関係機関へ情報提供する。さらに、新たに農業経営を開始しようとする者が円滑に移譲を受けられるようサポートセンター、農地中間管理機構、農業委員会等の関係機関と連携して、円滑な継承に向けて必要なサポートを行う。

第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

第2に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標を将来の地域における農用地の利用に占める面積のシェア及び面的集積の目標として示すと、概ね次に掲げる程度である。

○効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標

効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積シェアの目標	備 考
90%	
効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面的集積の目標	備 考
効率的かつ安定的な農業経営を営む農用地が分散状態になっている現状を踏まえ、農地の面的集積を促進していくため、農地中間管理機構が行う農地中間管理事業による調整活動を積極的に行いながら農地利用集積における面的集積の割合を高めていく。	

(注) 1 「効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェアの目標」は、個別経営体、組織経営体の地域における農用地利用の面積である。

なお、農用地利用面積には基幹的農作業（水稻については耕起、代かき、田植え、収穫、その他の作目については耕起、播種、収穫及びこれらに準ずる作業）を3作業以上実施している農作業受託の面積を含む。

2 目標年次は令和13年度とする。

2 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の利用状況及び営農活動の実態等の現状

十和田市の平坦部では、水稻、小麦、大豆などの土地利用型作物と畜産が盛んなことによる飼料作物及びにんにく、ながいも等の露地野菜を取り入れた単一若しくは複合経営が展開されており、個別経営体としての認定農業者と集落内での合意形成により設立した集落営農組織といった担い手への農地の利用集積が図られてきたものの、担い手ごとの経営農地が比較的分散傾向にあることと作物の団地化が進んでいないこともあり、農作業の効率化等に支障を来しており、担い手の更なる規模拡大が停滞している。

また、十和田市の山間部における農作物の作付状況は、水稻、小麦、大豆などの土地利用型作物の作付けが少ないことを除くと平坦部と似通っており、加えて狭小、不整形といった山間部の農地にありがちな問題も抱えており、担い手への農地集積は進んでいない。

(2) 今後の農地利用等の見通し及び将来の農地ビジョン

十和田市では、今後10年で更に農業従事者の高齢化等が進み、このような農地所有者からの農地の貸付等の意向が強まることが予測され、受け手となる担い手への農地の利用集積を円滑に進めるためには、担い手の経営農地を面的に集積し、農作業の効率化等を図ることによって農地の引受能力を高め、さらなる規模拡大と経営改善を支援することが必要である。

耕作する者のない農地が増加傾向にある一方で、規模拡大や団地化を志向する農業経営者や集落営農により地域農業の活性化を図ろうとする動きは確実に存在している。

水稻、小麦、大豆等の土地利用型作物だけに止まらず、露地野菜の生産においても連作障害を回避するために他野菜や緑肥等を加えたブロックローテーション化は、今後必須となってくるのは確実であり、そのためには農地集積による団地化が必要不可欠となる。

また、農地の集積化は、農作業の効率を向上させ、農業経営の改善に取り組む農業経営者の規模拡大への意欲を促すことになる。

以上のことから、遊休農地の増加を防ぎ、経営規模の拡大を目指す担い手に対して農地を集積させることにより、農地の有効利用を図る。

また、中山間地域や担い手不足の地域では、中小・家族経営など地域社会の維持に重要な役割を果たしている経営体も含めた地域全体で農用地の有効利用を図る。

【農地利用ビジョン】

(目的)

地域農業が抱える担い手の高齢化等に伴う遊休農地の発生や農地の面的な利用集積の遅れ等の課題に対応して、農地の効率的かつ総合的な利用を図り、将来に向けた持続性のある農業経営が展開されるよう、農産物の生産という農地の持つ本来の機能に加え、水源涵養、土壌侵食防止等の農地の公益的機能を含めて、農地の保全と有効活用を図ることで地域農業の発展を促していく。

(農地の効率的な利用を図るための基本的な事項)

農地の有効活用を促進するに当たり、効率的かつ安定的な農業経営を営む農業経営体に農地を集積する。

効率的かつ安定的な農業経営体については、地域や集落内の合意形成を進めて、

地域の実情に即して位置付けられた担い手とし、具体的には、個別経営体としての認定農業者と組織経営体としての集落営農組織とする。

担い手に対しては、農地の有効利用と適切な管理を図るため、利用権の設定若しくは、農作業委託での実質的な作業単位の拡大による農地の利用集積を推進する。

また、農地の集積に当たっては、面的な集積による団地化や同一作物の集団化を促進して規模拡大による作業効率の向上を目指す。

(農地流動化の支援)

農業経営の改善による望ましい経営体の育成を図るため、土地利用型農業等による発展を図ろうとする意欲的な農業者に対しては、農地の出し手と受け手に係る情報の一元的把握の下に利用権の設定を進める。

集落内での集団化・連坦化した条件の農地は、集落営農の組織化等を支援し、有効利用と適切な管理を進める。

(遊休農地の解消)

近年増加傾向にある遊休農地については、農業上の利用を図る農地とそれ以外の農地とに区分し、農業上の利用の増進を図る農地については、認定農業者や集落営農組織等の担い手への利用集積を図るなど遊休農地の発生防止及び解消に努める。

(3) 農地利用ビジョン実現に向けた取組方針及び関係機関及び関係団体との連携等

十和田市の将来の農地利用ビジョンの実現を図るため、関係機関等との間で農地に係る情報の共有化を進めるとともに、関係各課、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区、公益社団法人あおもり農業支援センター及び十和田市地域農業再生協議会等による連携体制を整備する。

第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

本市が行う農業経営基盤強化促進事業の実施に当たり、法第6条第2項第6号により定める事項は以下のとおりとする。

なお、同事業の実施に当たり、別に定めのない場合は、農業経営基盤強化促進法の基本要綱（平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局長通知。以下「基本要綱」という。）に則して行うものとする。

1 第18条第1項の協議の場の設置の方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項

(1) 第18条第1項の協議の場の設置の方法

協議の場の開催時期については、幅広い農業者の参画を図るため、協議の場を設置する区域ごとに、当該区域における基幹作物であるにんにく、ながいも、ねぎ及びごぼう等の農繁期を除いて設定することを基本とし、開催に当たっては、市の公報への掲載やインターネットの利用等に加え、他の農業関係の集まりを積極的に活用し、周知を図る。

参加者については、農業者、市町村、農業委員、農地利用最適化推進委員、農業協同組合、農地中間管理機構の農地相談員、土地改良区、上北地域県民局地域農林水産部、その他の関係者とし、協議の場において、当該区域に置ける「農業の将来の在り方」、「農業上の利用が行われる農用地等の区域」、「その他農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項」などについて協議を行うほか、地域の中心となる農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるように調整を行う。

協議の場の参加者等から協議事項に係る問合せへの対応を行うための窓口を農林畜産課に設置する。

(2) 第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準

農業上の利用が行われる農用地等の区域については、これまで人・農地プランの実質化が行われている区域を基に、農業振興地域内の農用地等が含まれるように設定することとし、その上で、様々な努力を払ってもなお、農業上の利用が見込めず、農用地として維持することが困難な農用地については、活性化計画を作成し、粗放的な利用等による農用地の保全等を図る。

(3) その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項

市は、地域計画の策定に当たって、上北地域県民局地域農林水産部・農業委員会・農地中間管理機構・農業協同組合・土地改良区等の関係団体と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を行うほか、地域計画の実現に向け、農地中間管理事業や特例事業を通じた利用権の設置等を促進する。

2 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

十和田市は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（1～数集落）とするものとする。

ただし、ひとまとまりの集落を単位とした区域を実施区域とすることが困難である場合にあつては、農用地の効率的かつ総合的な利用に支障のない限り、集落の一部を除外することができるものとする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

イ 農用地利用改善事業の実施区域

ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項

エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項

オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

カ その他必要な事項

② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

① (2)に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第3項に規定する要件を備えるものは、基本要綱別記参考様式第6-1号の認定申請書を十和田市に提出して、農用地利用規程について十和田市の認定を受けることができる。

② 十和田市は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。

ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること

イ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること

ウ (4)の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること

エ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること

③ 十和田市は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を十和田市の掲示板への掲示により公告する。

④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人になることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年政令第219号）第11条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。

② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所

イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標

ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項

③ 十和田市は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について(5)の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)の②の認定をする。

ア ②のイに掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること

イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること

④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

(7) 農用地利用改善団体の勧奨等

① (5)の②の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。

② ①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。

③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

(8) 農用地利用改善事業の指導、援助

① 十和田市は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。

② 十和田市は、(5)の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、上北地域県民局地域農林水産部、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構等の指導、助言を求めてきたときは、十和田市地域農業再生協議会との連携を図りつつ、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

3 委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

(1) 農作業の受委託の促進

十和田市は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

ア 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織の育成

イ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受委託の促進の必要性についての普及啓発

ウ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化

エ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進

オ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせんの促進

農業協同組合は、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

(3) その他の委託を受けて行う作業の実施の促進に関する事項

地域計画の実現に当たっては、担い手が受けきれない農用地について適切に管理し、将来的に担い手に引き継ぐことが重要であるため、農作業受委託の推進に向けて、農業支援サービス事業者による農作業受託料金の情報提供の推進や、農作業受委託事業を実施する生産組合の育成、地域計画の策定に向けた協議における農作業受委託の活用の周知等を行うことにより、農作業の受委託を促進するための環境の整備を図る。

4 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

十和田市は、1から3までに掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

ア 十和田市は、農業生産基盤整備の促進を通じて、水田の大区画化を進めるとともに、カントリーエレベーターや野菜集出荷施設等の農業近代化施設の導入を推進してきたが、今後も効率的かつ安定的な農業経営を目指す者が経営発展を図っていく上での条件整備を図る。

イ 十和田市は、農業農村整備事業によって農村の活性化を図り、農村の健全な発展によって望ましい農業経営の育成に資するよう努める。

ウ 十和田市は、水田収益力強化ビジョンの実現に向けた積極的な取組によって、水稲作、転作を通じて望ましい経営の育成を図ることとする。集落単位での営農組合活動等による農用地利用の集積、連担化で効率的作業単位の形成等望ましい農業経営の展開に資するよう努める。

エ 十和田市は、集落排水事業の推進により、定住条件の整備を通じて農業の担い手確保に努める。

オ 十和田市は地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

(2) 推進体制等

① 事業推進体制等

十和田市は、農業委員会、上北地域県民局地域農林水産部、農業協同組合、土地改良区、その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後10年にわたり、第1、第4で掲げた目標や第2、第2の2の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。またこのような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

② 農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合及び土地改良区は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、十和田市地域農業再生協議会と相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとし、十和田市は、このような協力の推進に配慮する。

第6 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附 則

この基本構想は、平成18年3月9日から施行する。

附則

この基本構想は、平成25年2月27日から施行する。

附 則

この基本構想は、平成26年10月2日から施行する。

附 則

この基本構想は、平成29年3月23日から施行する。

附 則

この基本構想は、令和4年3月18日から施行する。

附 則

この基本構想は、令和5年8月29日から施行する。

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）の施行後においても、同法に設けられた経過措置により引き続き農用地利用集積計画の作成を行う場合の取り扱いについては、なお従前の例によるものとする。